

論文の内容の要旨

氏名：福 島 由 衣

博士の専攻分野の名称：博士（心理学）

論文題名： 目撃者識別の正確さに影響する面接者要因の心理学研究

第Ⅰ部 序論

本研究の目的は、目撃者識別の実証的研究を行い、目撃者識別の誤りによる冤罪の防止、公正な司法の実現に資する知見を示すことである。本研究では、目撃者識別手続きを実施する面接者による誘導が裁判の正確さに及ぼす影響を実証的に例示し、抑制方法を検討する。特定の被疑者を直接的に指し示す目撃者識別は、事件の解明に大きな影響を与えるだけでなく、冤罪の原因となる可能性がある。しかし、現在のところ日本の警察が目撃者識別に面接者が影響を及ぼさないよう、捜査情報や被疑者を知らない第三者が識別手続きを担当する二重盲検法を採用していることを示す資料はない。面接者の誘導が目撃者識別に及ぼす影響を実証し、その危険性を示すことができれば、識別が公平に行えることが実証されている二重盲検法の必要性を主張できるであろう。

本研究では、誘導が影響を及ぼす対象別に 2 種類に分類して検討を行う。一つは、目撃者の識別判断のレベルに影響を与える誘導である。もう一つは、識別判断に関わる想起のレベルに対して影響を与える誘導である。前者に対しては、識別判断の選択肢に「わからない」判断を導入することで、面接者の誘導による誤識別を抑制できるかどうかを検討する（第Ⅱ部）。後者では、識別判断に対する面接者のフィードバックが、識別の正誤に関わらず目撃記憶についての確信度を増加させる識別後フィードバック効果（以下、PIFE）を取りあげる(Wells & Bradfield, 1998)。本研究では PIFE の再現性と、半構造化面接を用いた検討を行う（第Ⅲ部）。次に、裁判員となる可能性のある一般の学生は、警察官による誘導の影響をどのように評価するのか調査し（第Ⅳ部）、最後に総合考察を行う（第Ⅴ部）。

第Ⅱ部 面接者の誘導が目撃者識別に与える影響-「わからない」判断を用いた検討-

Weber & Perfect (2012) によれば、「わからない」判断を識別判断に導入すると、目撃者に現在の自分の記憶状態が写真の人物が犯人であると肯定したり、否定したりするような断定的な判断ができるのかどうかについての記憶評価を促すために、正確な識別判断が可能になるという。「わからない」判断が記憶評価を促すのであれば、誘導を抑制することができるかもしれない。これを検討するために 3 つの研究を行った。

研究 1 識別の反復と単独面通しを用いた検討

研究 1 では単独面通し識別手続きの繰り返しを用いて「わからない」判断による誘導の抑制効果を検討した。参加者は実験室で模擬犯罪場面を目撃し、面接を 2 回受けた。面接にはそれぞれ 2 回単独面通し識別手続きが含まれており、面接者は誘導的な面接者と、誘導的でない面接者に分けられていた。単独面通し手続きでは、参加者は一枚の人物写真を見せられ、写真の人物が目撃した人物であるかどうか、「はい」、「いいえ」、「わからない」の 3 つから選択した。呈示された写真の人物は財布を盗んだ人物ではなかったため、「はい」判断は誤識別、「いいえ」判断は正棄却となっていた。その結果、誘導あり条件は誘導なし条件よりも誤識別率が高く、正棄却や「わからない」判断を選択することができなかった。このことは、「わからない」判断を導入しても面接者の誘導による誤識別は抑制できないことを示している。さらに、誘導あり条件の参加者は、誘導なし条件に比べて最初の識別を維持する傾向があった。このことから、誘導が記憶の自己評価を妨害するために、正確に自己の記憶状態を把握することが困難になった可能性が示唆された。

研究 2 直後再生と同時呈示ラインナップを用いた検討

研究 2 では、「わからない」判断の導入に加えて、目撃直後の自由再生が誘導を抑制できるかどうか、一度に複数の写真を呈示する同時呈示ラインナップを用いて検討を行った。学習の直後に行う想起課題（直後再生）は記憶の保持を強化する(Roediger & Karpicke, 2006)。そのため、目撃した出来事について目撃者が直後再生を行った場合、目撃内容の保持が強化されるのであれば、誤情報に対する被暗示性が低下し、誤情報の影響を受けにくくなる可能性がある。しかしながら、研究 2 の結果、直後再生の有無による条件間の差は見られず、誘導の有無の効果のみが確認された。つまり、誘導あり条件の誤識別率の方が誘導な

し条件よりも高かった。したがって、実験 1 同様に、「わからない」判断導入による誘導の抑制効果は認められず、強固な誘導の影響が示された。

研究 3 同時呈示ラインナップと単独面通しの比較

研究 1 と研究 2 では、単独面通し、同時呈示ラインナップどちらの写真呈示方法においても、「わからない」判断は誘導の効果を抑制できないことが明らかとなった。単独面通しでは絶対判断、同時呈示ラインナップでは相対判断が仮定され、誤識別率に対する絶対判断の優位性が示されている(Lindsay & Wells, 1985)。だが、誘導の影響下では絶対判断、相対判断のどちらの方がより正確であるか、「わからない」判断の選択率が呈示方法によって異なるかどうかは不明である。そこで研究 3 では、単独面通しと同時呈示ラインナップの比較検討を行った。その結果、いずれの条件においても誘導条件と誘導なし条件の間の正確性に有意な差は見られなかった。つまり、同時呈示ラインナップに対する、単独面通しの優位性が示されたが、誘導条件下ではどちらの写真呈示方法が優位であるか、また、「わからない」判断の選択率の違いに差があるのかどうか比較することはできなかった。

第Ⅲ部 面接者のフィードバックが目撃者記憶の想起に与える影響

PIFE は証言の正確性・信頼性の指標とされやすい確信度を、識別の正誤に関わらず増加させることがわかっている。裁判官や裁判員は、目撃者の正確性・信用性をその証言から判断するしかないため、PIFE の影響を受けた目撃者の証言を聞いた場合に、誤った証言を証拠として採用する恐れがある。そこでこの効果について検証するため、2 つの研究を行った。

研究 4 識別後の肯定的フィードバック効果の検討

研究 4 では、PIFE の再現可能性を検討するために、Wells & Bradfield (1998) の刺激とは異なった内容の犯罪を模した映像を用いて検討を行った。その結果、識別後に参加者の識別判断を肯定する確証的フィードバックを与えられた参加者は、識別判断を否定されたり、フィードバックを返されなかったりした参加者よりも、識別の正誤に関わらず自らの記憶について高い確信度を示した。これは Wells & Bradfield (1998) を支持する結果であった。

研究 5 半構造化面接を用いた検討

研究 4 では、面接者がフィードバックを返した後の記憶評価をすべて質問紙で行ったが、研究 5 では生態学的妥当性を考慮し、質問と回答もすべて口頭で行う半構造化面接を用いた。半構造化面接を用いた時、フィードバックを与えられた条件と、与えられなかった条件で記憶評価の報告に違いが出るのかどうか検討した。その結果、研究 4 に比べて PIFE の効果は弱まり、記憶評価にフィードバックの有無による違いはほとんど見られなかった。これは、評価を面接で聞き取ったために、面接者の存在が対人圧力となった可能性が考えられる。しかし、対人圧力の影響は、PIFE を説明する現在の理論では説明がつかないため、今後はこの変数を考慮した PIFE の検討が必要であろう。

第Ⅳ部 警察による目撃証言聴取についての意識調査

研究 6 質問紙調査

研究 6 では、裁判員となる可能性のある一般の学生が、面接者の誘導に目撃者が影響を受ける可能性があると考えているのかどうか調査を行った。面接者による誘導の影響など、目撃者識別が誤る要因について、専門家による助言が法廷で行われるのであれば、裁判官や裁判員に慎重な判断を促すことができるかもしれない。しかし、専門家による証言が認められず、目撃者に対する誘導の影響を裁判官や裁判員が過小評価した場合は、誤った識別判断が証拠として採用される恐れがある。そこで研究 6 では、心理学専攻以外の学生を対象に、警察の目撃者聴取に対する質問紙調査を行った。その結果、目撃者は面接者の誘導に影響を受けてしまうだろうと考えていたことがわかった。しかし、学生が心理学的知見と合致する知識を必ずしも持っているとは限らないことが同時に示され、法廷における専門家証言の必要性が示唆された。

第Ⅴ部 結論

本研究では、面接者の誘導が目撃者の識別、目撃記憶に及ぼす影響と、「わからない」判断導入による誘導の抑制方法を検討した。その結果、誘導は目撃者の記憶評価を妨害するために誤識別を引き起こし、記憶評価を歪ませることと、「わからない」判断は誘導の影響を抑制できないことが示された。誘導が目撃者に影響を及ぼす理由の一つには、参加者の確信度の低さが考えられる。いずれの研究においても、本研究の参加者の確信度は低かった。この事実からは、目撃者の記憶は不完全であることが指摘でき、この不完

全さを補うために目撃者は意図的・無意図的に様々な情報を、その情報の正確性にかかわらず収集していることが推測される。そして質問紙調査では、一般の学生は目撃者が誘導の影響を受け得ると判断し、その影響を過小評価してはいないことが明らかとなった。しかし十分な心理学的知識を持ってないことや、専門家証言の需要が高いことが示された。

以上の結果から、識別の正確性を保証するためにも、従来から専門家によって指摘されている二重盲検法の導入によって誤判を防ぐ、つまり裁判が誤らないための方策が必要であろう。また、本研究の結果は目撃者の正確性・信頼性について、裁判官や裁判員が適切に判断できるよう助言する専門家証言の必要性を示すものである。